

紛争の解決

開発事業者と近隣関係者間の紛争の調整を行うことを目的として、紛争調整の手続を定めました。紛争調整は、市によるあっせんと開発事業紛争調停委員会による調停からなり、紛争の解決に向けて調整していきます。

